

日本年金機構 相模原年金事務所 御中

審査請求前の確認事項について（照会2）

平成29年2月20日

〒231-0047 神奈川県横浜市中区羽衣町三丁目60番地

藤原年金研究所

審査請求人代理人社会保険労務士 藤原 忍

電話 045-260-6255

FAX 045-260-6256

記

平成29年1月20日付返信に大変困惑しております。

保険者代行が、2級に該当しない根拠として障害状態確認届で指摘した記載は請求時の診断書では2級と認定した記載と同じであるため、保険者代行の返信を専門家の視点からだけでなく、**社会通念上の判断に照らしても障害の状態が2級に該当しない事由を回答したものであるとは到底理解することができません。**

については、次の1点について、代理人が確認できるよう必ず文書で回答してください。

- 1 受給権者の障害の状態が2級に該当しない根拠・理由について**真摯な回答を求めます。**

尚、代理人は受給権者の審査請求を処分があったことを知った日の翌日から法定期限までに行う必要があり、この期限を過ぎた後に行われた審査請求は却下すべきものとされておりますので、上記1点について本書到達の日の翌日から起算して1週間以内に回答してください。

平成 29 年 2 月 24 日

様
社会保険労務士
藤原 忍 様

日本年金機構
相模原年金事務所

障害基礎年金定時審査に係る照会について（回答）

さきにご照会のありましたことについて、次のとおりお答えいたします。

障害年金を受給されている方は、引き続きお受けいただくために、厚生労働大臣が指定する年において、指定日（受給権者の誕生日の属する月の月末）までに、その指定月の障害の状態を「障害状態確認届」にて、日本年金機構に提出していただいております。定時審査においては、あくまでも診断書の現症日（現在の状態）における審査であり、過去の提出済みの診断書はあくまでも参考資料となります。

様の場合、日常生活が可能であるといった軽度の状態が継続している（悪化もみられない）ことから、3級相当であると判断されました。（診断書記載内容の説明は回答済みのため、今回は省略します。）

以上

《お問合せ先》

日本年金機構 相模原年金事務所
お客様相談室

電話：042-745-8101

※自動音声案内①続いて②を押してください